

2019 年度 唯物論研究協会 第 42 回総会・研究大会

プログラム・レジュメ集

2019 年
10月26日（土）・27日（日）

【開催校】
島根大学

〈参加費〉 無料

唯物論研究協会 第 42 回総会・研究大会

(開催校：島根大学)

プログラム・レジュメ集

目次

島根大学へのアクセス	3
会場案内	4
大会プログラム	8
特別講演趣意書	1 1
シンポジウム趣意書	1 2
シンポジウム報告要旨	1 5
個人研究発表要旨	2 5
ラウンドテーブル②概要	3 0
分科会報告要旨	3 1

開催校責任者：関 耕平

(メールアドレス：sekik@soc.shimane-u.ac.jp)

島根大学松江キャンパスまでのアクセス

〒690-8504 島根県松江市西川津町 1060／0852-32-6100（代表）



◆ 空港から JR 松江駅まで

出雲空港連絡バスで松江駅まで約 30 分

米子空港連絡バスで松江駅まで約 45 分

※松江駅から空港に向かうバスの松江駅出発時間は、飛行機出発時間の 80 分前（出雲空港，米子空港とも）です。

◆ JR 松江駅からの経路

＊松江市営バス

北循環線内回り 島根大学前下車・・・所要時間約 15 分

島根大学・川津行 島根大学前下車・・・所要時間約 20 分

※他に「平成ニュータウン」「あじさい団地」「東高校」等もあります。

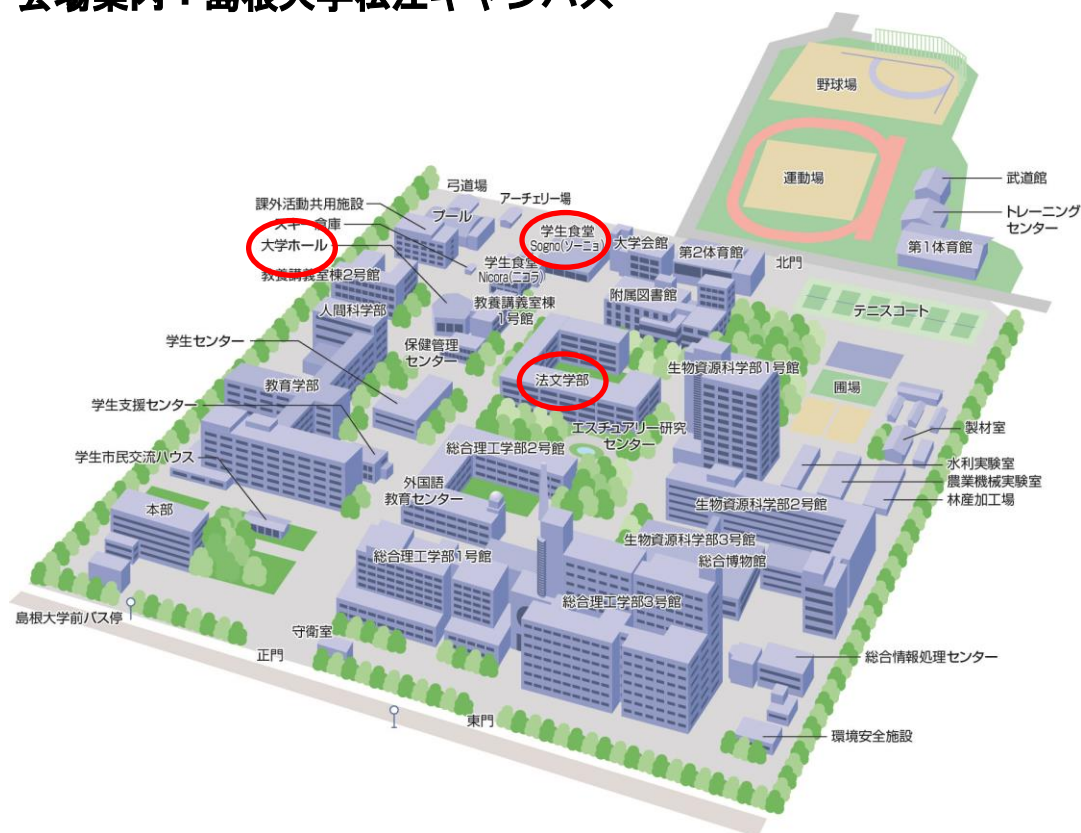
＊一畑（いちばた）バス

美保関（みほのせき）ターミナル行 島根大学前下車・・・所要時間約 20 分

マリンゲートしまね行 島根大学前下車・・・所要時間約 20 分

＊タクシー・・・所要時間約 10 分

会場案内：島根大学松江キャンパス



【10月26日】

受付／総会／シンポジウム：大学ホール

懇親会：ソニー（島根大学生協第1食堂）

【10月27日】

受付：法文学部棟正面玄関

個人研究発表／ラウンドテーブル／分科会：法文学部棟

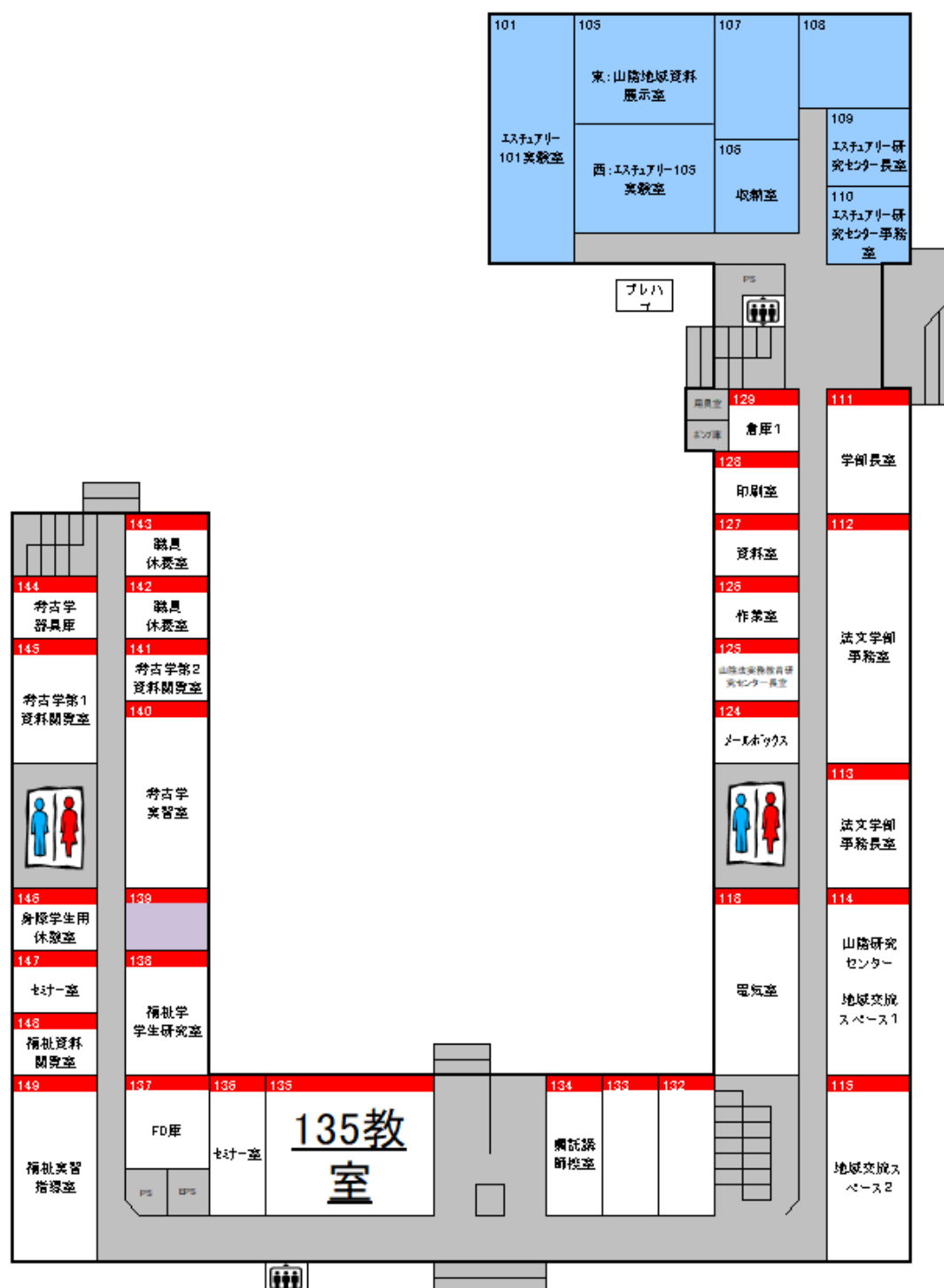
◎大会会場

◆10月26日会場配置（大学ホール／法文学部棟）

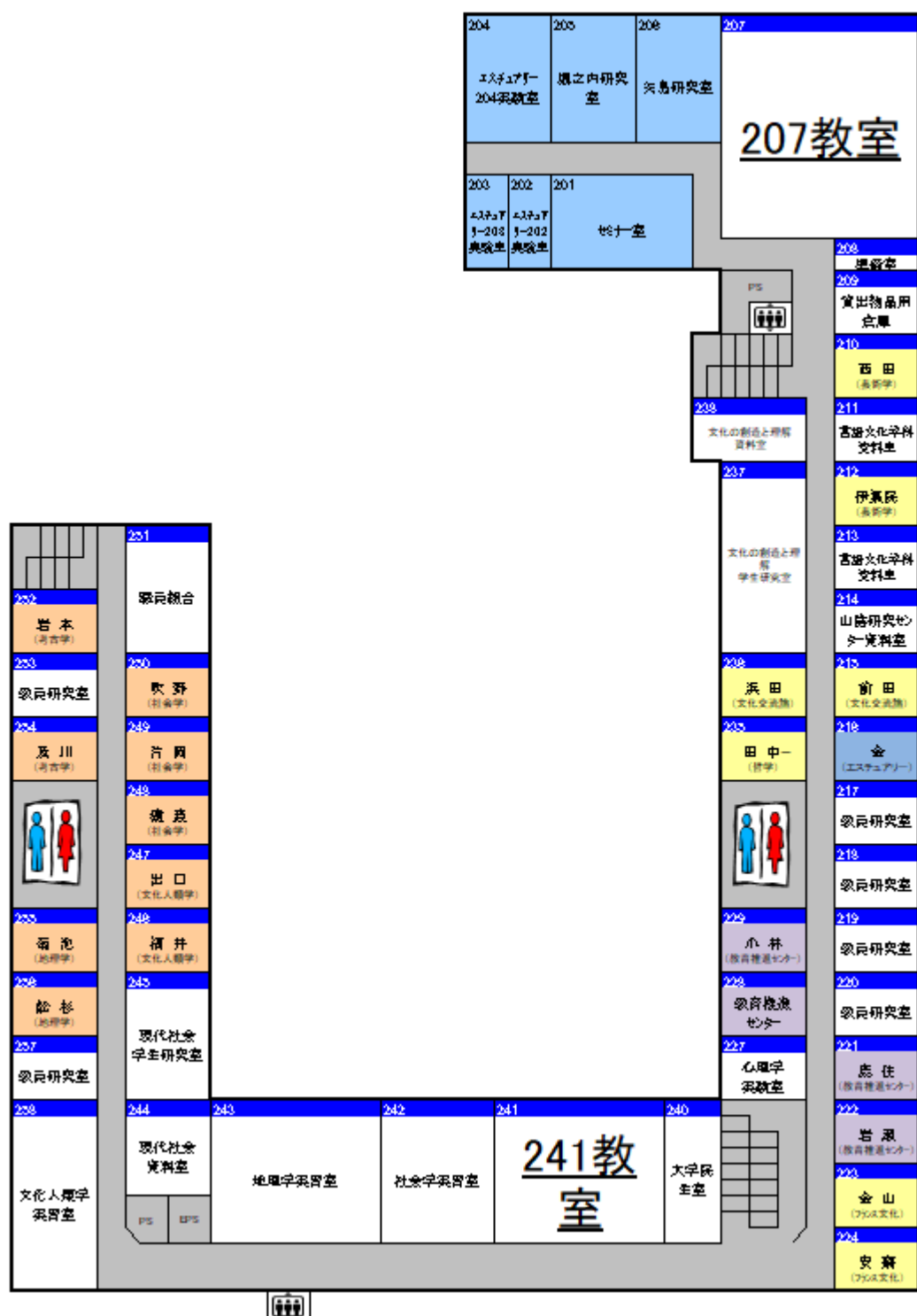
- 受付・書籍販売
大学ホールエントランス
- 総会・シンポジウム
大学ホール
- 事務局控室
山陰研究センター内 談話室
- 委員会室
山陰研究センター内 交流スペース
- 懇親会
ソーニョ（島根大学生協第1食堂）

◆10月27日会場配置（法文学部棟）

- 受付・書籍販売
法文学部棟正面玄関内
- 個人研究発表
第1会場：135 教室
第2会場：207 教室
- ラウンドテーブル
①大学問題：135 教室
②若手支援：207 教室
③西周と『日本哲学史』：241 教室
- 分科会
第1分科会：135 教室
第2分科会：207 教室
第3分科会：241 教室
- 会員控室
多目的室3（3階）
- 事務局控室
山陰研究センター内談話室
- 委員会室
山陰研究センター内交流スペース



【法文学部棟 1 階案内図】



【法文学部棟 2 階案内図】

2019年度 唯物論研究協会 第42回総会・研究大会

【プログラム】

■■ 10月26日（土） ■■

12:30～13:50 《総会》 【大学ホール】

* * * * *

14:00～15:00 《特別講演》 【大学ホール】

福原圧史（NPO 法人ゆうきびと代表）

「それでも、山村の豊かさ、小農の豊かさを追求する」

* * * * *

15:10～18:30 《シンポジウム》【大学ホール】

「地方は何を奪われてきたのか

—地方からの新しい政治のために—

報告：保母武彦（島根大）

「住民の福祉の増進」を全うする“地域づくり”への展望

山本公德（岐阜大）

地方は何を奪われてきたのか—「地方自治」の観点からの一考察—

澤佳成（東京農工大）

奪われた〈意見を表明する機会と場〉のあらたな次元での再創造は可能か

——青森県下北半島での調査を事例として——

特定質問： 景井充（立命館大）

司会： 大屋定晴（北海学園大）

* * * * *

18:40～20:10《懇親会》【ソーニョ（島根大学生協第1食堂）】

■■ 10月27日（日） ■■

10:00～12:00 ≪個人研究発表≫

第1会場（Lタイプ）

【135 教室】

伊勢俊彦（立命館大）

謝罪と赦し、それで終わるものと後に残るもの

小森（井上）達郎（立命館大・客員研究員）

H・アーレントの近代社会批判の論理

——「社会的なもの」と「私的なもの」との関係性に着目して——

第2会場（Sタイプ）

【207 教室】

加戸友佳子（神戸大・研究員）

原子の偏倚があらわす時空間と因果認識について

小島雅史（一橋大・院）

伝統的なものの機能——フッサールの伝統概念について——

鬼頭孝佳（名古屋大・院）

協同体が「協同体」であり続けるために何が必要か？

——大学生協の「歴史の天使」——

* * * * *

12:15～13:30 ≪ラウンドテーブル≫

①「大学問題」 【135 教室】

担当：小池直人

②「西周と『日本哲学史』」【207 教室】

話題提供：加藤恒男

* * * * *

13:30～16:30 <<分科会>>

第1分科会：「健康イデオロギーと病気概念」

【135 教室】

報告：小椋宗一郎（東海学院大）

病気概念の三要素

志田圭将（放課後等デイサービス・児童指導員）

予防・健康増進と新たな統治

司会：水野邦彦（北海学園大）

第2分科会：「差別と抵抗——平等を一步進めるために」

【207 教室】

報告：間庭大祐（甲南大他・非）

清原悠（東海大他・非）

司会：小谷英生（群馬大）

※連絡ミスなどがあり、掲載に間に合いませんでした。申し訳ございません。当日配布いたします。

第3分科会：「福祉の文化的・思想的基盤を探る」

【241 教室】

報告：片山善博（日本福祉大）

福祉の哲学の構想に向けて

内藤葉子（大阪府立大）

ケアの倫理と人間の尊厳——依存概念の再考を通じて——

司会：小池直人（名古屋大）

特別講演

「それでも、山村の豊かさ、小農の豊かさを追求する」

【趣意書】

新自由主義的構造改革が着々と進められ日本社会が刻々と変質させられていく中で、社会・経済生活の様々な領域において格差が拡大し、不平等と排除は誰の目にも明らかになっている。「障害者自立支援法」や「過疎地域自立特別支援措置法」などを代表格として、“自立”と銘打たれた法律が〈構造改革〉を実現するためと称して制定され、それを受けて「自立支援医療制度」など様々な制度が作り出された。周知のとおり、ここに見える“自立”とは、経済社会的な格差や機会の不均等を解消する方向を目指すものではなく、それを不問にしたうえで、社会経済的な弱者に公的負担の軽減責任を転嫁する思想——日本的な新自由主義的自己責任論——に立脚しているものである。そうした状況の中での“自立”とは、いわば“強いられた自立”であるといつてよい。

これに対して、利益誘導型政治に振り回される国家の再配分政策や不安定な市場経済の動向に距離を取りながら豊かな地域づくりを目指して活動している小規模自治体や民間団体（農業生産法人・NPO・財団法人など）がある。こうした小規模自治体や民間諸団体の活動は、上述の新自由主義的構造改革が始まって以降、加えて全国的な少子高齢化や歯止めのかからない過疎の進行に強い危機感を抱いて始められたものが目立つ。しかし他方で、70年代のオイルショックの頃にわが国の資本主義的産業化のあり方に対して深い疑念を抱くなかで取り組みが開始され、豊かな実績を持つものも少なくない。

今回、「過疎」という言葉の発祥地とされる島根県での研究大会の開催に際して特別講演の講師を務めて頂く福原庄史氏は、1970年代から、旧柿木村（現在は旧六日市町と合併して吉賀町）にて有機農業による自給運動を開始され、農政との緊張関係にも晒されながら、山間地農村・農業の自立の道を開拓されてきた方である。現今話題とされることの多い言葉で言えば、いわゆる条件不利地域において「循環型社会」「持続可能社会」の創造を目指して活動을続けてこられた方であるといえよう。

福原氏を中心として半世紀近く続けられてきた地道な活動は、この間の国策の本質を浮かび上がらせ、それを厳しく問い直すための視角を提供するとともに、今後私たちがどのような社会や生活を目指すべきかを深く省察する機会を提供してくれるものである。新自新自由的政策によって“強いられた自立”を跳ね返し、地域社会に蓄積された知恵と主体性とに裏付けられた地域社会の“創造的自立”をいかにして実現するかについて省察を深める機会としたい。

シンポジウム

「地方は何を奪われてきたのか —地方からの新しい政治のために—」

【趣意書】

1. 繁栄が生み出した〈地方〉の疲弊

いわゆる〈地方〉は、種々の政策文書において、都市圏に対する“貢献”を“評価”されてきた。やや古いが、2007年の総務省資料「都市と地方、都市と過疎地域の互恵関係」は列挙して曰く、「地域社会の形成維持に農業が貢献」、「国土保全、水源涵養の維持に森林が貢献」、「地方は、廃棄物処理の面などで都市圏の社会経済活動を支える」、「過疎地域の豊かな自然環境や景観、独自の文化や歴史は、都市部で失われた自然景観やアメニティを提供し、「多様性に富んだ国土」、「美しく風格ある国土」の実現に寄与」、「水源の森、棚田、重要無形文化財など多くの財産が過疎地域に存在」、「環境にめぐまれた過疎地域は、地方での生活を望む都市住民のニーズをも満たす存在」。都市圏に対する“貢献”において地方圏を“評価”するこうした態度が、都市圏と地方圏との間に種々の格差を生み出した力と歴史の存在を隠蔽するものであることは勿論のことである。

したがって言うまでもなく、こうした“評価”は欺瞞である。〈地方〉が奪われたものの筆頭は「人」であると思われるが、維持存続が危ぶまれるほどの状況へ〈地方〉を激しく追い詰めつつある縮小社会化の趨勢は、我が国の複雑に歪んだ近代化の構造的帰結として現象しているものであり、とりわけ戦後復興と高度経済成長を通じて構築された戦後経済システムによる、国民を総動員しての日本的資本主義国家建設が内包していた構造的搾取がもたらした帰結以外の何物でもない。実際、上掲の非互恵的で搾取的な“評価”の背後で、〈地方〉は「国土の均衡ある発展」を掲げた“国土開発”“地域開発”により、実際には多面的な収奪に晒されてきたのだからである。大企業誘致型の地域経済開発によって地域産業は都市依存性を強め、地域性に根差した地場経済の主体的育成・成長の機会が潰された。利益誘導型政治、地方交付税交付金や公共事業そして種々の補助金は地域経済構造を中央政策への深い依存状況に陥れ、内発的な地域創造・発展の土壌を形成することを阻害した。そして産業資本の労働力需要に沿う教育政策や住宅・都市政策によって、〈地方〉は若年世代を都市圏に奪われてきた。トリクルダウンなる詭弁と中央政府による内国植民地政策的な再分配政策、そして国土開発政策が、かつて農民層を分解させたのと同じようなロジックで〈地方〉を資本による収奪に晒し、分解を惹き起こし、その「再生」が語られねばならない状況を生んだのである。日本列島の改造は、存続が危ぶまれるほどの〈地方〉の従属化・脆弱化をもたらして今日に至った。

2. 新自由主義的国土開発政策への転換

内国植民地政策的開発政策に支えられた戦後日本経済の“繁栄”のいびつさを暴露

し、〈地方〉の疲弊の実態を露見させたのが、バブル経済の破綻（1991年10月〜）でありリーマンショック（2008年9月）であった。バブル崩壊後“失われた10年”と言われる時期に入中、日本経済社会の復活を目指し開始されたのが、小泉政権で本格化する、周知の通りの新自由主義的構造改革であり、現在もそれは着々と推進されている。〈地方〉をめぐるのは、公共事業費が大幅にカットされたために公共事業依存型の産業構造と化していた〈地方〉の経済は俄かに“自立”を迫られ、また企業の生産拠点の海外移転が進むことによって大企業誘致型の地域開発手法が破綻した。今は“自立”しようにも労働者不足に喘ぐ日々である。〈地方〉は日々疲弊の度を加えつつ、将来展望を持つことが難しい深刻な状況に至っている。

そうした状況の中で現れたのが、日本創成会議から2014年5月8日に発表された『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』なる文書、いわゆる「増田レポート」である。人口減少により存立が危うくなると予想される自治体を「消滅可能性都市」と呼んで896自治体を名指ししたことから全国の自治体にパニックを惹き起こしたが、翌々月の7月4日、国土交通省から発表された『国土のグランドデザイン2050』と題する国土開発構想の方がより重要である。「増田レポート」は露払い役を務めたに過ぎない。この『国土のグランドデザイン2050』なる政策文書は、1964年に策定された「全国総合開発計画（一全総）」（目標年次：1970年）から1998年「21世紀の国土のグランドデザイン（五全総）」（目標年次：2010年～2015年）に至る国土開発計画・事業を受け、第6次の計画に相当するものである。すでにこの「21世紀の国土のグランドデザイン」の副題——地域の自立の促進と美しい国土の創造——のうちに“地域の自立”という言葉が見えるが、『国土のグランドデザイン2050』が発表された際、長きにわたって戦後国土開発（列島改造!）のスローガンであり続けた「国土の均衡ある発展」という言葉が消えたことが象徴的に話題となった。多様で多面的なテーマを掲げているが、生活に密着した「小さな拠点」の形成（全国5000ヶ所程度）、「高次地方都市連合」の構築（全国60～70ヶ所）、リニア新幹線で東京圏・名古屋圏・大阪圏を結んで構築する「メガ・リージョン」構想が目を引く。〈地方〉に関わる「小さな拠点」の形成と「高次地方都市連合」は総務省が提案する「自立定住圏」構想に重なるものがあるが、「小さな拠点」「高次地方都市連合」と「メガ・リージョン」との間の階層的分断と、前者に対する棄民政策的冷淡さが強く関心を惹く。要するにこの政策文書は、5次にわたる全総の結果生じた都市・地方間格差を既成事実として追認し、それを前提として「メガ・リージョン」に動員可能なあらゆる人的・物的資源を集中させ、一層苛烈の度を加えることが予想されるグローバルな国際競争に臨むのだという国家意思を示したものである。

ところで、「増田レポート」が発表された際、消滅可能性都市としてリストアップされた単位は、平成の大合併後の自治体である。平成の大合併は国が作った財政難を「地域の自立」にすり替えて〈地方〉に転嫁した暴挙であるが、これにより都市・地方間の格差だけでなく合併後の新自治体内部にも中心・周辺間格差を生み出すとともに、これを隠蔽する行政装置と化した。平成の大合併が地域住民の生存権を脅かしていると

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか—地方からの新しい政治のために—」

断ぜざるを得ない所以である。その意味で、地方分権政策は総じて〈地方〉に対する内国棄民政策と言うべきである。『国土のグランドデザイン 2050』は、そうした状況を追認し前提して、2050年の国土像を描いている。

一言で言えば、「地方創生」「地方再生」をめぐる諸政策は、それが新自由主義的構造改革の枠内にあって「地方の自立」を目指す限り、そこにどれだけの資金（税金！）が注がれていようと、ほとんど内国棄民政策だということである。資本と国策による収奪の果ての「棄民」政策である。いわゆる「極点社会」にやがて行きつくことを是認したうえでの、内国棄民的政策である。平成の大合併なる行政システムの大改編は、そうした「棄民」政策の一環に他ならない。

3. 新たな「政治」を〈地方〉から！

さて、「地方創生」「地方再生」をテーマとする様々な活動は、いまや全国で繰り広げられており、新自由主義的な「自己責任」を地域に押し付けて「自立」（“棄民”！）を要求する動きもあれば、行政と住民が一体となって村おこしを成功させている事例もある。NPOを始め様々な民間団体や個人も「地方創生」「地方再生」にトライしている。島根県では、隠岐郡海士町が「奇跡」と称されるほどの稀有な地域づくりに成功している。「地方創生」「地方再生」をめぐる多様な取り組みは、なお試行錯誤を繰り返しながら経験を蓄積する段階にあると思われるが、国策や地域政策そして資本の論理とのせめぎあいの中から、将来に向けてどのような「政治」の新機軸を紡ぎ出すことができるか、希望的観測を抜きに、注視する必要がある。「地方創生」「地方再生」は、内向きの地域エゴに駆動されるものでもなく、新自由主義的な「自立」を実現するためでもなく、持続可能な新たな〈地域〉のあり方を構想し実現するものでなければならない。

こうした問題意識を踏まえ、今回のシンポジウムでは、島根大学名誉教授保母武彦氏、岐阜大学准教授山本公德氏、東京農工大学講師澤佳成氏をパネリストに迎える。保母武彦氏からは、平成の大合併によって地方自治に生じたさまざまな問題や地域内格差の拡大といった新たな状況の中で、改めて地方の「内発的発展」をどのような形で実現していくことが展望できるのかについて、具体的な事例を交えながら論じていただく。山本公德氏からは、地方自治体から自律的な意思決定の契機が奪われ、日本に独特な中央地方関係が形成されていくプロセスについて、現代的民主主義の観点からどう評価できるかが論じられる。澤佳成氏からは、原発立地施設地域を事例に、国策としての原子力政策の推進一色ともいえる状況のなかで、住民はそもそもどのような思いを持っているのか、地域の未来を住民自身が語りあえる場をつくるのは可能なのかといった点について報告いただき、地域における新機軸の可能性を探っていく。

〈地方〉が晒されてきた資本と国策による収奪の構造を明らかにし、グローバル化の中で加速する資本とそれに結託して奉仕する中央集権的統治システムに対し、「発展なき成長」（安東誠一）のメカニズムを通じて収奪されてきた〈地方〉の歴史と現状を踏まえてどのように新たな「政治」を立ち上げ「棄民」化に抗していくのかを検討する機会としたい。

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか—地方からの新しい政治のために—」

「住民の福祉の増進」を全うする“地域づくり”への展望

保母 武彦

(島根大学名誉教授)

1. はじめに

本日のシンポジウムについて、実行委員会から私に与えられた報告テーマは、＜平成の大合併後の状況における「内発的発展」の展望＞である。

戦後日本における「地方」の位置と「地方政策」は、時代の推移とともに大きく転換してきた。

戦後の出発点は、敗戦と日本国憲法第八章「地方自治」の制定と「地方自治法」の公布である。その後、高度経済成長期（およそ 1955 年～1972 年）を経て、東京一極集中の国土構造が形成された。

2. 「全国総合開発計画」と外来型開発

歴史的に見て、地域対策は、①地域経済対策と、②地方行政システム改革の 2 つの手段によって実施されてきた。

第一の地域経済対策の中心は、地域開発政策である。戦後、戦災による産業の荒廃、植民地の喪失、兵士・在外邦人の大量引揚げによる失業の増大等に対処するため、国土総合開発法（1950 年）による「特定地域総合開発計画」から始まった。そして、池田内閣時の「国民所得倍增計画」（1960 年）は「太平洋ベルト地帯構想」を打ち出し、地方の若者が三大都市圏へと大量に流出し、地域格差の拡大が重要問題となった。

農山漁村地域は過疎問題に悩まされるようになり、「過疎地域対策緊急措置法」が制定されたのが 1970 年。その後も数次にわたり改定・継続したが、今日に至るも問題の抜本解決には至らず、日本創成会議の「増田レポート」（2014 年）の「自治体消滅」、「地方創生」政策に至っている。

政府は、「地域間の均衡ある発展」を目標とした「全国総合開発計画」（一全総）を、1962 年に閣議了解した。一全総の開発方式は「拠点開発方式」とされ、その具体的手段として、松本・諏訪地域など全国 15 地域を新産業都市（新産都）に、鹿島地区など全国 6 地域を工業整備特別地域（工特）に認定した。全国総合開発計画は、5 次にわたる計画策定が行なわれた。中でも最も「開発」志向が強かったのが、「新全国総合開発計画」（新全総、1969 年）。新全総は「大規模開発プロジェクト方式」による高速道路、新幹線の交通ネットワークの整備や、苫小牧東、陸奥・小川原、瀬戸内沿岸、志布志湾などの大規模工業基地開発を企図した。この期の地域開発は、公共事業や補助金を導入して産業基盤を先行的に整備して地域経済の発展を図ろうとする「外来型開発」であった。

3. 地方分権の推進、「三位一体の改革」と「平成の大合併」

第二の地方行政システム改革の主な手法は、市町村合併であった。自然発生的な地縁共同体（71,314 町村）が、「明治の大合併」によって中央集権国家の地方統治機構と

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか—地方からの新しい政治のために—」

して整備された。戦後の憲法下においても、市町村合併が「昭和の大合併」と「平成の大合併」と続いた。その結果、市町村数は約 1,700 市町村まで激減した。市町村数の変化だけでなく、地方公共団体の権限と責務も変化してきた。

1993 年 6 月、国会において全会一致で決議された「地方分権の推進に関する決議」に基づき、1999 年 7 月に「地方分権一括法」が成立した。この決議により、機関委任事務を廃止して自治事務ないし法定受託事務に再編成し、国と地方自治体の上下関係はなくなった。

この地方分権により増加する地方行政の事務・事業の経費を賄うために、国・地方の税財政改革が検討された。その結論がいわゆる「三位一体の改革」であり、「国庫補助負担金の廃止・縮減」「税源の移譲」「地方交付税の見直し」を内容とされた。ところが、「三位一体の改革」は、国家財政再建の論理が先行し、地方財政を圧迫する結果となった。そのため市町村は、国が用意した市町村合併の財政的優遇措置に飛びつき、合併へと追い込まれていった。それが「平成の大合併」である。

4. 「三位一体の改革」の政治的ねらい

結論から先に言えば、三位一体の改革の政治的ねらいは、大都市圏での自民党の支持基盤づくりであった。

1998 年の参議院選挙の結果、大都市圏の 3 人区（東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、京都、大阪）の全てで自民党の議席がなくなった。この時の自民党内の動きを、「朝日新聞」（1998.10.4 付）が、「自民、都市風になれるか」という 1 ページ大の記事で報道している。その記事によると、同選挙後、自民党都市問題対策協議会で打開策が相談されている。都市住民が納めた税金は、都市にほとんど還元されていない。国税の 30% は東京が納めているのに、東京に返ってくるお金はわずか 3% だ。これでは東京で自民党が負けるのは当然だ。大都市は放置されたまま、地方は過度に公共事業に依存する経済をつくっている。自民党が大都市圏で勝つためには、「惰性の地方重視の転換」が必要だという結論になったという。

それまで、自民党は農村政党であり、地方交付税や農業構造改善事業や道路建設事業などに国庫補助金を支出して農村の支持基盤をつくってきた。しかし、人口も国会議員の議席数も大都市圏で増加したため、“農村政党からの脱皮”を考えたのである。農村部の国庫補助金と地方交付税を減らし、税源豊かな大都市圏での税源移譲へと軌道修正した。これが「三位一体の改革」の端緒である。

5. 「三位一体の改革」から「平成の大合併」へ

この結果、貧困な農村部の自治体財政は厳しさを増した。その「解決策」が市町村合併であった。合併特例債の発行と地方交付税交付の 10 年間特例措置の合併支援措置を“エサ”に「平成の大合併」が推進された。

「平成の大合併」が一段落した 2006 年秋、読売新聞社が全国 1,817 の全市町村を対象に行った意向調査（回収率 97.6%）によると、合併自治体（合併予定を含む）が合

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか―地方からの新しい政治のために―」

併を選択した理由（複数回答）は、「行財政の基盤強化のため」が 86.8%、「合併特例法の優遇措置があるうちに合併した方が有利」が 47.5%であった。これは、「三位一体の改革」によって財政的に追い込まれた地方自治体が合併に向かったことを示している。では、合併して財政状態は改善されたのか。回答では、合併自治体のうち 68.6%（374 市町村）が「今後も厳しい財政状況が続く」と回答。さらに、「今後どうするつもりか」の質問に、合併自治体の 29.5%が「再合併が必要と考えている」と回答している（「読売新聞」2006.11.15 付）。

この“ボタンの掛け違い”は、現在審議中の第 32 次地方制度調査会における、地方行政の一層の広域化議論へと進んでいる。

6. 地方の自立的発展を、いかに展望するか

地域経済開発と市町村合併を経て、現在、地方創生政策は、地方での「定住自律圏」や中山間地域での「小さな拠点」形成に走っている。推進手法は「選択と集中」であり、事業実施地域の「選択」権を政府が持ち、そこに政府権限で各種地方創生交付金を「集中」させている。

地域住民の生活権、基本的人権を守り、市町村が「住民の福祉の増進」（地方自治法第 2 条）の責務を全うするためには、下記の 2 つの対策を採る必要がある。

第 1 に、地域開発方式を「外来型開発」から「内発的発展」に転換することである。地域の意思反映や地域内経済循環を保障した優良モデルの一つが北海道下川町の林業、林産業振興である。

第 2 に、（合併した）市町村の内部分権を進めて、住民参加が可能な「重層的自治」システムを活性化させることである。島根県雲南市の「地域自主組織」は参考になる。

＊具体的事例は、別紙資料を参照ください（当日、配布）。

地方は何を奪われてきたのか―「地方自治」の観点からの一考察―

山本 公德

(岐阜大学)

1999 年における、いわゆる地方分権一括法の成立以来、確かに日本の地方自治体は「活性化」している。しかしながら、では地方自治体の自由度が高まっているかという、素直に肯首することは難しい。本報告では、そうした現在の地方自治の姿をどうとらえるべきかという問いを念頭に置きつつ、日本の地方自治体は国家としての意思決定にどんな役割を果たしてきたのかという観点から、「地方は何を奪われてきたのか」という問題に接近してみたい。

この問題に取り組むにあたり、本報告では、戦後日本の中央地方関係を、地方分権一括法の制定に向けた動きが本格化してくる 1990 年代初頭の前後で区分し、前期を開発主義時代、後期を新自由主義時代ととらえて議論を進める。以下、それぞれの時期について概要を述べたい。

前期＝開発主義時代

まず、現代国家の典型と目される福祉国家について、その中央地方関係の特質を確認しておく。一般に、福祉国家の形成期において、中央地方関係はまずは集権的に再編される。地域間の不均等発展を是正する地方財政調整制度の構築、ナショナル・ミニマム保障のための自治体行政の再編といったことを、地方名望家などによる地方的抵抗を排して実行しなければならないからである。

福祉国家における地方分権とは、そうした集権化を前提に、その中央地方関係に地方の声を徐々に反映させるという格好で進められることになる（中央地方関係の民主化）。具体的には三つの契機が重要と思われる。

第一は、社会保障制度の発展である。社会保障が所得保障から現物給付へと拡充されていく中で、サービス実施を主に担当する自治体側の発言力が高まり、次第に政策立案において中央地方の相互依存が深まっていくのである。

第二は、権力分立の再編である。「総力戦体制論」が言うように、現代国家に向けた社会関係の再編は戦時体制下で急激に進むが、そこには「多数派の専制」ともいえるべき権力の暴走が伴っていた。とりわけ日本を含む後発近代国家では、権力分立や市民的自由といった立憲主義的要素の破壊が顕著であった。それに対する反省から、戦後には各国が立憲主義の再建に取り組むことになるのだが、本報告が注目したいのは、この取組みの中で、地方自治が権力分立の一機構と位置づけられていった点である。具体的には、団体委任事務制度の強化や、二院制議会における第二院を自治体代表で構成するなどの措置がとられた。福祉国家の進展とともに、立法と行政の融合化が進む中、違憲立法審査制の導入を中心とする司法権の強化と並んで、新しいタイプの権力分立として中央地方関係が注目されるに至ったのである。

第三は、政党政治の確立である。普通選挙制度を採用する現代国家は、さまざまな利害を意思決定プロセスに表出させることになるため、統一的な国家意思決定に元来困

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか―地方からの新しい政治のために―」

難を抱えている。制限選挙下では、基本的に上層の利害のみが表出されるため集約も相対的に容易であったが、普通選挙下では非和解的關係にあるものも含まれるからである。この点を考えれば、権力分立を質的に拡張し再強化することはその困難を助長することをも意味したが、第二次大戦後の時代には、政党政治がそれをカバーした。とりわけ、保革二大政党制が重要であった。そこでは多様な利害が二大陣営に集約され、「階級妥協」に向けた交渉が単純化されると同時に、中央政党の地方政治への進出を通じて、中央地方との対立の調整も可能になったのである。こうして、政党という統一的国家意思形成の新たな担い手を得て、権力分立としての中央地方関係の安定的な作動が可能となったのであった。

さてそれでは、そうした福祉国家の状況と比べて、現代国家のもう一つの類型である開発主義国家の道を歩んだ日本の中央地方関係はどうだったであろうか。

戦後日本の中央地方関係を考える場合、決定的に重要なのは機関委任事務制度の存在である。この制度自体は戦前から存在したが、敗戦後の占領改革の中で改めて地方制度全体をカバーする形で採用された。こうした歴史的経緯から、同制度は戦前を引きずる遅れたものとみなされがちであるが、本報告ではその現代的性格を強調したい。というのも機関委任事務は、占領期の地方制度改革の中で、政党政治の力量に不安と不信を抱いた日本の官僚機構が、福祉改革等の現代化を、政治を媒介せずに迅速に進めるために、最終的にはGHQの承認を得つつ制度化したものだったからである。

機関委任事務制度が採用されたことにより、戦後日本の地方自治体は中央官僚機構の下部機関としての様相を強め、権力分立の役割を果たしえなくなった。むしろ、政党に変わって官僚機構が国家的統一の担い手となるための制度的担保となったと思われる。そこではいわゆるタテ割行政が、政党政治における政党間競争を代替した。逆に政党政治は、官僚主導による効率性を重んじた開発政策に再考を迫り、利益政治システムを通じて大衆的性格をもたせるなど、権力分立的な役割を果たしていくこととなった。

こうした体制の下、戦後日本の地方自治は形骸化し、団体自治、住民自治ともに十全な展開を見ることはなかった。地方は「自治」の契機を収奪されたのである。

後期＝新自由主義時代

だが、上記のような意味で日本の中央地方関係にとって決定的に重要な役割を果たした機関委任事務は、1999年の地方分権一括法によって廃止された。それでは、その廃止後、状況はどう変わったのだろうか。

まず注目すべきは、1990年代以降に本格化する日本の地方分権改革は新自由主義改革の一環として行われたという点である。そこでの分権は、福祉国家型の分権とは異なって、中央と地方の切り離し、ないし地方の中央からの自立を、あるいは中央から地方への移転財源の削減を目的としていた。それは、いわゆる「三位一体改革」が、国庫補助負担金の廃止・縮減と地方税への税源移譲、地方交付税交付金の大幅削減に結実したことを見ても明らかである。

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか―地方からの新しい政治のために―」

この地方財政調整制度の縮小再編に他ならない「三位一体改革」が、地域間格差を助長する懸念については、当時から多くの人々が言及していた。だが、そこに「地方分権」の要素が存在し、地方自治体が奪われて久しかった「主体性」を発揮する余地があったことも確かであり、懸念と同時に多くの期待も当事者によって表明されていた。そしてその期待のゆえに、新自由主義的な地方分権改革が、むしろ抑えつけられていた「主体性」を解放する改革として受け入れられていったのである。

しかしそこで解放される「主体性」が、本来の意味でのそれであるとは、私には思われない。例えば、現政権がローカル・アベノミクスとして展開する「地方創生」についてみておこう。確かにこれは、中央省庁からの指示ではなく、自治体が作成する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を起点とする点で、自治体の「主体性」を組み込んだ制度であるということができる。だが、自治体が主体的に作成した事業が実行に移されるかどうかは、「地方創生推進交付金」や「地方創生加速化交付金」といった、いわゆる新型交付金の支給を受けられるかどうかにかかっている。そしてその審査を行うのは中央であり、その基準としては、民間資金を誘発するなどして将来的に事業として自立できるかどうか重視されているのである。すなわち自治体が発揮するであろう「主体性」は、そのような収益性重視の観点によって強力に枠づけられている。ここには、機関委任事務のような法制度的な行政統制は見られないけれども、財政誘導的な格好で、依然として行政統制が存続しているとみなさざるをえないのである。ここで地方は、新たに「主体性」を剥奪されつつあるといえるだろう。

奪われた〈意見を表明する機会と場〉のあらたな次元での再創造は可能か ——青森県下北半島での調査を事例として——

澤 佳成

(東京農工大学)

0、報告の概要

本報告では、まず、原子力関連施設の集中する青森県下北半島において、人びとが〈意見を表明する機会と場〉を奪われてきたのではないかと、また、その結果として、住民による能動的な地域づくりの可能性も抑えられてしまったのではないかという調査で得られた視点を提起する。そのうえで考察したいのは、奪われてしまった意見を表明する機会と場を再び創造し、地域の主体性を回復するには、いったいどういった実践的、思想的視座が必要となってくるのか、という問いである。下北半島での調査からみえてきた視角を交えつつ、ヒントになりそうな視点を報告者なりにまとめて提起し、この問いへの答えとなりうるあらたな視座をフロアのみなさまと見出す契機としたい。

1、奪われていったもの——人びとが意見を表明する機会と場

青森県の下北半島には、六ヶ所村の使用済み核燃料中間処理施設をはじめ、東通原発（東通村）、建設中の大間原発（大間町）、使用済み核燃料中間貯蔵施設（むつ市）といった原子力関連施設が林立しており、鎌田慧氏が「下北核半島」と呼んだのも首肯しうる現状にある（注1）。「新全国総合開発計画」（1964年）において、下北半島が原子力開発基地として適地だと明記されている事実には照らすと、下北半島は、国家の強力な国策により核半島化が推し進められてきたという意味で、山本公德氏が区分する「開発主義の時代」の特徴をもっともよく体現する先進地だといえるかもしれない。しかし、周知のとおり、どの施設においても、計画から建設までの工程が一筋縄で進んでいったわけではない。

開発主義の時代に計画が進んだ施設を擁する六ヶ所村、東通村、大間町では、建設に反対する激しい運動が繰り広げられた。たとえば、大間町の2漁協（大間漁協・奥戸漁協）の総会では、原発にかんする話し合いの開始が一度は否決されもした（1985年）。ところがその後、反対派と目される漁師たちが、町に常駐する電源開発の社員たちによる粘り強い交渉によって切り崩され、2年後の総会では賛否がひっくり返る。東通村でも六ヶ所村でも反対する人たちは徐々に少数派となり、施設の建設が進められていった（注2）。

その結果、2011年3月11日に発生し、おおくの住民がいまだに故郷を追われている福島第一原発事故を経てもなお、下北半島においては早期の建設再開や再稼働を願う声が公的に表明される現状にある。勇気をもって「おかしい」と発言した人が、周囲との関係性からふたたび沈黙せざるを得ない場合もある。賛否の両側面から住民が意見をぶつけあった雰囲気や、かつてこの地にあったとは思えない状況にある。

こう見てくると、下北半島の人びとは、開発主義の時代、国策としての原子力政策が

遂行されるにつれて、意見表明の機会と場を次第に奪われていったといえるのかもしれない。

2、容認／反対する人びとに共通する思い

下北半島のこうした状況を知らせる報道に接すると、少数派はほとんどいなくなり、いまや大多数の住民が原子力政策に賛成なんだと遠くに暮らす私たちには思えてしまう。しかし、現地の人びとの思いはもっと複雑である。けっして、オセロの色がいつぺんにひっくり返るかのように、人びとが「反対」から「賛成」へと立場を転じたわけではない。

ひとたび施設の建設が決まってしまうと、それに関連する仕事がふえる。反対していても、子や孫、甥や姪が関連する仕事に就けば、表立って反対とはいえなくなる。現実的な問題として、毎年のようにいかねばならなかった出稼ぎもせずによくなっていく。そうこうするうちに、家族そろって「豊かな」生活を送るためだったら原子力関連施設の建設もやむなし、という「容認」の気持ちに多くの人が傾いていく（注3）。つまり、住民の多くは、原子力施設の建設にたいし無条件に賛成しているのではなく、何らかの理由をもって「容認」していくようになるのだと考えられる。それゆえ、40年以上にわたり大間原発の建設に反対してきた奥本征雄氏は「内心では6～7割の人が反対じゃないかな」と指摘する（注4）。

このような人びとの内面のあり方は、国策が遂行されてきたからこそ、それによる地域の変化に対応し、本音を語れなくなっていった結果として生じたとみることでもできる。しかし、それでもなお、ひとつの確からしいことがある。それは、原子力施設の建設を容認する立場の根っこには、自らの生まれ育った地域に存続してほしいという思いがあるということである。そして、この思いは、自然環境を破壊し、故郷を失う結果となりかねない原子力施設はいらないという理由で反対する人びとの思いともつながる。どちらも、地域が存続してほしいという思い、そしてふるさとで生き続けたいという思いでは共通しているからである。

3、地域の未来を語り合うコミュニケーションは可能か？

そうだとすると、原子力関連施設にたいして「容認」するか／「反対」するかの違いは、地域の存続を原発に託すか／託さないかの選択の問題であると換言でき、託すもの次第では議論の余地が出てくる、とはいえないだろうか。

原子力関連施設の建設を「容認」した結果、たしかに自治体の財政は潤った。生活水準もあがった。そのおかげで、女性の地位が向上したという見方もある（注5）。しかし、それでもなお、下北半島の原子力関連施設立地自治体では、今後、少子高齢化、過疎化が急速に進むと予想されている。しかも、世論的に新設が難しい原発については、既存の原子炉の廃炉期が遅くとも数十年以内にはやってくる。つまり、原子力関連施設の建設に地域の未来を託せなくなる時期が、近い未来に訪れるわけである。地域の自主性を何に託すかは、そのときがきてから考え始めるより、少しでも早いほうがよ

いのではないか。そうだとすると、地域の自主性をどう回復するか話し合う機会や場をつくっていく実践が重要になってくる。

そうはいっても、もともと特殊利害のせめぎあいにはすぎなかったのだから、もっと一般意思にそくした議論が必要だというルソー的な批判は成り立つかもしれない。あるいは、活動よりも低い次元の仕事の機会創出を前提に議論するなんてもってのほかだというアーレント流の批判も成り立つかもしれない。たしかに、それはある意味で「正しい」。しかし、地場産業に根差した地域の自主性を回復し、政治の復権を問う本シンポジウムの趣意に照らすと、下北半島のように厳しい現実を抱える地域においては、地域での仕事の意義を認めつつ、あらゆるコミュニケーションを駆使して地域の未来を考える活動こそ求められているのではないだろうか。必要なのは、この、仕事とコミュニケーションの両方を、地域（人びとの生活の場）と関連づけつつ可能にしていくための思想ではないだろうか。換言するなら、一方の価値を排し他方の価値を義とする議論ではなく、できうるならば、立場に関係なく誰もが納得できる地域の未来予想図を創造するコミュニケーションが求められるはずである。

4、注目される下北半島での取り組み

そうした思想や実践の可能性を考察するうえで、下北半島における様々な取り組みは注目に値する。たとえば市長が中間貯蔵施設の受け入れを表明したむつ市では、その是非を問う住民投票条例制定の請願運動が行われた（2003年）。結果として議会により否決されたものの、圧力があるなかで法定数をはるかに超える署名が集まったのは注目に値する（注6）。

文化的な側面からもさまざまな取り組みがなされている。たとえば、下北半島はジオパークの認定を目指し、その前段階の予備審査を通過したが、今後、原子力関連施設とのかねあいでのどのような議論が展開されるか注目される。大間町では、たんに原発建設反対を唱えるだけではなく、音楽にのせて思いを表明する取り組みも10年以上にわたって行われている（おおマグロック）。経済的な取り組みにおいても、たとえば、地域の雄大な自然や文化に触れてもらおうと、道南と下北半島を圏域とした様々な観光プログラムと宿泊を組み合わせたプランを生み出す、女将たちのプロジェクトもある（Y's プロダクション）。東通村では、東風塾という地域の未来について語り合う組織もある。

もちろんこれらは、むつ市の住民投票条例請願運動を除き、脱原発・反原発を正面に据えた動きではない。しかし、こうした動きが、やがて、原発に頼らない地域の未来予想図を描く動きにつながるかもしれない。また、そこでの議論が、人びとの生活の場である地域を豊かにするコミュニケーションの思想にヒントを与えてくれるかもしれない。

（注1）鎌田慧・斉藤光政『ルポ下北核半島——原発と基地と人々』岩波書店、2011

（注2）大間原発の場合は、故・熊谷あさ子さんが一人で農地を守りぬいたために着工

《シンポジウム》

「地方は何を奪われてきたのか—地方からの新しい政治のために—」

が遅れ、いまだに建設中だという事情がある。

（注3）容認という考え方は、映画『標的の村』監督の三上知恵氏のインタビューに出てくる、基地に賛成している人はいない、容認しているだけであるという指摘から着想を得、原子力関連施設も同じなのではないかと考えるに至った（「『標的の村』が呼び起こす市民の力——監督三上知恵さんに聞く、沖縄の危機、日本の危機」唯物論研究協会編『唯物論研究年誌第19号 転換する支配構造——安倍政権的なもの』大月書店、2014）。

（注4）2015年9月のインタビューより。なお、沈黙している多くの住民が「容認」なのかどうかを判断するには、まだインタビュー数が少ないので、今後の課題としたい。

（注5）小山田和代氏の修士論文。

（注6）たとえば西舘崇氏の論考を参照（「むつ市における直接請求運動と地域民主主義」民主教育研究所『年報 2017年（第18号）』「特集 下北半島の未来を紡ぐ——地域、教育、民主主義」2018年）。

謝罪と赦し、それで終わるものと後に残るもの
伊勢俊彦（立命館大）

個人や集団のあいだの紛争を解決し、関係を正常化する過程にかんする考察は、古くは、ホッブズの、「悔い改め」と「赦し」の自然法に見出すことができる。他人に害を与えたことを「悔い改める」かどうかは、一見、加害行為を行なった個人の内面の問題であるが、それが「赦し」につながるには、被害者に対して加害の責任を認め、赦しを求める言語行為を伴わなければならない。同様のことは、赦しを与える側の内面と言語によるその表明との関係についても言える。

こうしたことをホッブズは主題的に論じてはいないが、個人の内面と外的な行為との関係の問題は、ロックにも見出すことができる。ロックは複数の箇所、すべての人間の魂の秘密が明らかになる「最後の審判」に言及しているが、その一方で、人間に可能な限りでの裁きの正当性の条件をも示している。このような、宗教的な次元と世俗的な次元の対比は、ヒュームによる、約束と宗教儀式の対比にも現われている。

20世紀にはいって「赦し」を論じた哲学者の一人がハンナ・アーレントである。アーレントは、人間の行為を人間が罰したり許したりすることは、あくまで人間の領域の内部のことで、「最後の審判」のごときはそれとは無関係であるとしている。人間の領域での赦しは、約束と並んで、それ自体、人間の活動が行なわれる公共的空間を作り出し維持する活動でもある。

ホッブズからアーレントに至るまで、人間の活動をつうじて維持される公共的空間を構成するのは、公共的空間に参加する対等な資格を持った諸個人であるように見える。しかし、現代の紛争における系統的な暴力や人権侵害、例えば戦時性暴力被害者への謝罪と償いを考えるとき、被害者と加害者の関係はしばしば非対称的である。

責任帰属をはじめとする道徳的な相互作用の条件を公共的空間ないし道徳的・政治的共同体への参加に基づける議論は、現代英米哲学のうちではとりわけピーター・ストローソンに特徴的である。アメリカの倫理学者マーガレット・アーバン・ウォーカーは、共同体への参加という考え方をベースにしながら、逆に、政府や軍による、性暴力を含む組織的な暴力と人権侵害のように、被害者が道徳的共同体の成員たる資格を剥奪され、関係から排除されるケースを取り上げる。こうした暴力や人権侵害が公的に明るみに出るのは、多くの場合戦争終結や体制転換のあとである。この場合、被害の訴えがなされ、それに対する応答が行なわれるということは、一回限りの謝罪や補償で終結することではなく、被害者が公共的な空間への参加資格を回復あるいは獲得することであり、未来に向けて、その資格を保証されることにつながる。

こうした論点が指し示すのは、合理的で自律した主体どうしの対等な関係という想定を超えた、道徳的な相互関係や正義のあり方であろう。発表では、こうした方向性を持った諸議論どうしの関係を整理することも視野に入れながら、現代の世界における謝罪と赦しの条件を検討したい。

H・アーレントの近代社会批判の論理
——「社会的なもの」と「私的なもの」との関係性に着目して——
小森（井上）達郎（立命館大学客員研究員）

アーレントは、近代社会において、「世界」の持続的存立を保証する根本的条件として重視した「公的領域」と「私的領域」の並立状況の間に、「社会的なもの（the social）」という「第三の領域」が勃興してきた経緯を批判的に論述している。彼女の「社会的なもの」という概念は、これまでの研究でもその内実とは、「（資本主義的）市場経済」や、それを管理・規制する「行政国家（「国民国家」）」、または国王の宮廷や上流階級のサロンといった「社交的空間」、さらには「大衆社会」的状况など、政治・経済・社会文化的な側面を含意する多義的な意味を併せ持つ概念として解釈されており、難解とされる彼女の諸概念のなかでも、とりわけ整合的な解釈が困難な概念だと見なされてきた（Canovan 1992=2004; Benhabib 1996; Pitkin 1995=2001; Fry 2009; Owens 2011 川崎 2010; Walsh 2014, 2016 など）。

また、「政治的なもの」と「社会的なもの」との峻別というアーレントの有名な主張については、そこに「社会的不正」に対する彼女の関心の欠如を見出し、両者を区別することで、アーレントは貧困問題を主題とする「社会問題」を政治的には解決不可能な問題だと見なし、政治が取り組むべき問題対象から除外したと批判されてきた（Jay 1978=1989; Pitkin 1981, 1998; Bernstein 1986; D'Entrèves 1994 など）。さらに、「政治的なもの」と「私的なもの」とを媒介する「中間領域」として「社会的なもの」の意義を積極的に捉え直そうとする近年の国内の研究動向でも、「社会的なもの」に対するアーレントの理解の狭隘さについて度々批判的に言及されてきた（市野川 2006, 2010; 市野川・宇城編 2013; 宇野 2016; 稲葉 2017 など）。

このように、解釈者たちを悩ませるとともに多くの批判にさらされてきた「社会的なもの」という概念を用いて構成された近代社会批判において、アーレントが提起しようとした問題とは何だったのか。本発表では、必ずしも十分に論じられてこなかった「社会的なもの」と「私的なもの」との関係性に着目して、アーレントの近代社会批判の論理の一端を考察する。彼女は、近代社会では「社会的なもの」が「政治的なもの」と衝突するのみならず、「私的なもの」とも鋭く対立することについて自覚的である（cf. HC: 38=60）。『人間の条件』を中心とするアーレントのいくつかの著作・論考を参照しつつ、「政治的なもの」と「私的なもの」との関係性を変容させ遮断してしまう「社会的なもの」に対する彼女の批判の論理を解明するとともに、従来の研究では看過されがちだったアーレントの「私的領域」論には、「政治的なもの」と「私的なもの」との間に存在する固有の関係性について注目すべき洞察が見出せるということを主張したい。

原子の偏倚があらわす時空間と因果認識について
加戸 友佳子（神戸大学大学院人間発達環境学研究科学術研究員）

本発表では、エピクロス哲学において提出され、青年時代の K.マルクスが学位論文においてその意義を拡張した、原子の偏倚運動について、その認識論的意義を考察する。

偏倚とは、エピクロス原子論の原子規定であり、直線落下運動からほんの少し逸れる運動である。これはいつ、どこで起きるかわからないものとして設定されている。一見すると恣意的な運動であるが、マルクスは、この偏倚にエピクロス哲学全体を貫く意義を見出している。必然性からの逸れの運動があることによって初めて、自然界の生成や人間の自由が可能である、と説明しているのだ。偏倚によって、偶然による自由意志の説明が可能となり、世界生成の原理として偶然が意味をもち、自然に関わって倫理や実践の問題が提起されることを、マルクスの学位論文は示唆している。重要なのは、自然界が原子によっていかに作られるかという自然学の問題と、人間がいかに生きるかという実践的問題を連続したものとして捉える視点をエピクロスが持っていた、という理解がなされていることである。

エピクロス哲学には、哲学者（一人称としての）自身も原子でできており、哲学することが人間の意志でありかつ自然現象でもあるような世界認識がある。そこから言えるのは、哲学者としての自分自身を世界の内部の存在として位置づけていること、自然を必然的で固定的な決定論ではなく、変動するものとして捉えていることである。原子の偏倚は、マルクスにとって、エピクロス哲学のこのような特徴を表現するエッセンスであった。

以上のような認識は、科学知の変動（パラダイム転換）や人間と科学知との認識論的・実践的な関係を問題にする現代の科学論において、むしろ意味を持ってくると考えられる。例えば M.セールは『ルクレティウスのテキストにおける物理学の誕生』において、偏倚に現代の物理学やパラダイム転換の問題を見出している。そこで、現代の先行研究が偏倚をいかに解釈しているかを、以下の 3 つの視点を軸にして検討していきたい。これらの視点は、自然認識における人間主体の位置付けを重要視し、人間の認識と現実の自然との関係にも自覚的である点で共通しているが、それぞれに意義と問題がある。

1.偶然と必然との弁証法的な関係。偏倚が表現する偶然によって、必然（自然法則）はどのように変わっていくか。

2.構造主義的解釈。偶然性は歴史から目的論を排除しており、必然のほうに偶然に従属するものとして捉えられる。

3.因果の複数性、時空間の多様性を主張する見方。偏倚は歴史の発展の中で起こる変異を表現し、論理空間と現実の自然とのズレを表現する。

伝統的なものの機能
——フッサールの伝統概念について——
小島 雅史（一橋大学大学院）

我々は日常的に、伝統的に維持されているものに触れる。一方で、人によっては伝統に対し、歴史的に研鑽を受けた肯定的価値観として受け取る場合がある。他方で、伝統的価値観に寄りかかり独善的態度や排他的態度を取る人間と対峙した経験がある人は、伝統を否定的にとらえるだろう。従って、伝統的なものへの評価付けは時に非常に困難を伴う。こうした問題意識から、本報告では、第一に、そもそも伝統は我々の経験において如何に機能するものであるのかを明らかにし、第二に、伝統に対して我々がどういった態度を取るべきかという問題に答えることを目的とする。この目的のため、本報告では、伝統に関するフッサールの議論を参照して、伝統の持つ規範的側面と否定的側面について検討する。

まず、フッサールの議論を追い、伝統が生活世界における我々の実践に関して規範的な役割を果たすことを明らかにする。生活世界は、我々の経験によって獲得された諸々の意味付けに即した妥当性の連関であり、それ故に、主観の経験に即した存在意味を持つ世界である。生活世界においては、諸個人は、互いの人格の連携によって、文化を産む。文化は、過去の世代の連鎖の中で間主観的に保持された目的や価値付けに即して構成され、対象把握の一定の条件として機能する。というのも、我々は経験の連続の中で常に次の状況に対する予期を持つが、この予期を支えるのが、共同体内での馴染みの行為の型を与える文化だからである。従って、各個人は、自身の文化内で成立している伝統を、世代を超えて通用してきた規範として、信頼性をもって受け取る。かくして、諸対象や諸行為の意味が歴史的に引き継がれ続けることをフッサールは「伝統化」と名付ける。

しかし、伝統としての文化は、否定的な側面も持っている。第一に、それが規範であるが故に、逸脱を許さない。フッサールは、伝統に基づく規範に従う者が、伝統からの逸脱者に対して感情的な拒否感を抱きうる点に注意を向ける。また、他文化、即ち故郷の世界 *Heimwelt* に対する異郷世界 *Fremdwelt* にある文化に対しては、伝統は時に有害な先入見として働く。第二に、フッサールは、『経験と判断』において、現在の経験から直観された判断は、過去のものになるにつれて、一つの対象として自立化しうると述べる。これは判断の習慣化を生み、いわば伝統的な把握を生む事態を表してもいいのだが、他方で、判断の根拠が見失われる可能性が示唆されている。

以上の伝統の二側面からは、伝統は、限界を持った行動規範として機能すると言える。この限界は、否定的な側面が現れる場面で露わになるが、同時にそれは自身の共同体の持つ伝統の変様可能性でもある。我々が伝統を肯定的にとらえ続けられるものとするためには、かえって他のものとの接触の経験を、伝統の持つ新たな妥当性を獲得する機会としてとらえる必要があるのではないだろうか。

協同体が「協同体」であり続けるために何が必要か？

——大学生協の「歴史の天使」——

鬼頭孝佳（名古屋大学文学研究科博士後期課程）

宇宙や電腦世界を除いて、大規模な「フロンティア」が望めず、利子率が長期に渡り低迷する今日、主流派経済学者ですら、「資本主義の危機」を唱えて久しい。古くは、こうした危機の「オルタナティブ」または「来るべきアソシエーション」として、「協同組合」が持て囃された。例えば、大学生協は「魅力ある事業として組合員の参加を活発にし、協同体験を広めて人と地球にやさしい持続可能な社会を実現する」という「大義」を今も「掲げて」はいる。しかし、この大学生協の「理念」は大学生協の「起源」と現在置かれた「社会的諸関係の総体」の中に位置付け直さなければ、「井の中の蛙、大海を知らず」ということになりかねない。

そのために、まずベンヤミンの『歴史哲学テーゼ』の「歴史の天使」に倣って、専従職員からは「敬して遠ざく」形で打ち捨てられ、顧みられない瓦礫から、生協創始者たちの「夢」を「救済」し、生協が生協であるための必要最小限の条件を鮮明にせねばならない。その創始者の1人として、賀川豊彦を取り上げる。というのも、賀川の取り組んだ社会運動はキリスト教に支えられたものであり、理念は「神の国」を求める生きた実践として結実しているからである。その理念の意義は、①信仰をエクレシア（神の家）の生活＝経済実践に求める姿勢、②物神（偶像）崇拜の否定、③「主観経済」概念に表された情念の変革に整理できる。このうち、「主観経済」概念が単なる主観的観念論ではないことを確認するために、スピノザのコナトゥス概念を援用して、資本主義の欲動を論じたロルドンの思想を経由し、賀川が生協に期待した社会変革の役割を明らかにする。

この賀川の「夢」を「温故」・「不易」の基軸として、今の大学生協が果たして、アソシエーションの「旗手」足り得ているのか、現状分析を踏まえつつ、再考する。そもそも、協同体（ゲノッセンシャフト）はゲゼルシャフト的な組織にゲマインシャフト的な「夢」を託した疑似共同体として在る。大学生協の場合、理想理念としては、大学構成員の自発的な結社に於いて、自らの手で共同の福利厚生「活動」を担う。そこでは、専従職員はあくまでも構成員の代理人にすぎない。しかし、ヘーゲルを再解釈したコジェーヴの「主人と奴隷の弁証法」を持ち出すまでもなく、現在の大学生協で組合員による合議は「形骸」化し、実質的な決定権は、（一部の）専従職員の手があり、「事業」が主眼になってしまっている。我々はそのことを例えば、総代会招集の在り方、店舗運営の方法、人事制度の在り方、単協と事業連合の立場の逆転、市民と株式会社のメタファーの濫用に確認することが出来る。すなわち、組織の形式は「協同組合」であっても、実質的な活動は「株式会社」と変わらず、組合員は「物言う株主」ほどの発言権も無い。寧ろ、経営危機を口実に「株式会社」化した大学生協は「業者」とは異なる「独自」の存立基盤を毀損し、「協同組合」という名称がその活動を糊塗するイデオロギーとして機能していると見て大過ない。

西周と『日本哲学史』

加藤恒男

西周の功績として、①philosophy の紹介・導入、②同訳語の哲学、③『軍人勅諭』の起草があげられるが、戦前は主として③が主要とされた。今日では逆に、①②であろう。西の経歴では、哲学に集中したのは、オランダ留学前から徳川慶喜が京を去るころで、その後は徳川家の沼津兵学校頭取を経て、明治政府の兵部省出仕の後、軍政整備等に貢献した。主要な哲学説の紹介や自説の展開に没頭したとは思われない。上記のような哲学研究をどれほど自覚していたかわからないが、軍政整備に力を発揮したことは確かである。『徴兵令』は特筆されるが、軍人勅諭はそれ以上であろう。それは単なる軍隊規律の強化というにとどまらない、広い目的をはらんだ、きわめて政治色の濃いものであったのである。「竹橋事件」のような反乱を二度と起こさせない、絶対服従の国民国家をめざす、国民的な修養の核心を作り上げようとしたと言いうるもの、しがって、その後明治国家体制が絶対主義的な天皇制国家として完成（帝国憲法、教育勅語）を見るにいたる確固たる基盤となったのである。

病気概念の三要素
小椋宗一郎（東海学院大）

本発表は、〈病気〉という概念を、客観的・主観的・社会的という三つの契機に分けて考察することによって、動的な理解が可能となるよう整理することを目指す。まず病気の客観的契機は、C・ボースの「生物統計理論」によって代表される。ある生物種において定型的であり、生存と生殖に役立つような「正常な機能充足」が低下した状態が「病気」と呼ばれる。しかしノルデンフェルトによれば、たとえば感染症の場合には、細菌やウイルスが侵入し組織を破壊すると、身体はすぐさま体温を上昇させたり抗体を作ったりして病原体に対抗する。これはまさにわれわれが「病気」と呼ぶ状態のはずだが、生物統計理論では身体による「健康な応答とみなされてしまう」。このように、単に客観的な病気の理解は、われわれの主観的な理解から著しく乖離することがある。

主観的意味での病気は、「病い(illness)」という言葉で語られる。これは、痛みや苦しみ、疲労感や不安などとして、それぞれの個人に感じられるものである。ただし、つま先をぶつけて痛みを感じる時にはそれを病気だとは思わないが、いつまでもジクジクと痛むときには病気を疑うといったように、それぞれの人が自分の状態を解釈することが必要である。かれは病院を訪れて客観的にも「病気」であることを確認しようとするかもしれない。その意味で、客観的／主観的な病気理解は、相補的であるといえる。

医師と患者の関係のもとで社会的意味での病気を解明したT・パーソンズの理論は、依然として重要である。周知のように、パーソンズは社会が患者に「病人役割 (sick role)」を期待するしくみになっていることを明らかにした。病人役割の第1の要素として、「通常の社会的役割責任が免除される」。第2に、病気は本人のせいではないとみなされ、回復のために病人が自分の意志で何かをするということは期待されていない。むしろ援助を受け入れる態度を示すことが求められる。ところが第3に、病人は「回復を欲することを義務付けられる」。医師が処方した薬を飲まなかったり、安静を命じられた病人が動き回ったりすれば、“治りたくないのか！”とお叱りを受ける。第4に、「技術的に適格な援助を求める」こと、つまり医師と「協力する」ことが求められる。

しかし、例えば優生保護法下で不妊手術を強制された被害者たちは、病気や障害を理由として社会的責任を免除されるどころか、否応なく断種処置を受けさせられたのである。それを医療による「援助」とみなすことは、どう考えても無理がある。断種は、回復不可能な生殖機能の毀損を意味し、被害者たちの人生に重大な苦悩を与えた。

また例えば「不妊症」は、社会的意味づけが作り出した病気である。定義上、生殖機能の障害があること以前に、当事者が子どもを望んでいるという前提が不可欠だからだ。苦痛や苦悩、高額な出費を伴うにもかかわらず、近年、体外受精を受ける人の割合が急増している背景には、いったい何があるのだろうか。こうした問題について議論

《第1分科会》
健康イデオロギーと病気概念

するために、少しでも有益な示唆を与えられるよう努力したい。

予防・健康増進と新たな統治
志田圭将（放課後等デイサービス・児童指導員）

本報告は、予防・健康増進をめぐる昨今の動向を対象化し、それを評価するための視点を提示することを目指す。

昨今、「治療から予防へ」という転換が生じている。1970年代以降、健康という理想的な状態を想定し、それを増強する「健康増進 Health Promotion」という新たな概念が登場した。それに伴い、予防の取り組みは、従来重視されてきた疾病予防の範囲を超え、新たに想定された「健康」そのものの領域において、その増強のために行われるようになっていく。予防・健康増進は、1974年のラロンド報告（カナダ）や1986年のオタワ憲章（WHO）などを経て、環境整備による感染症予防を中心とする古典的な公衆衛生活動にとどまらず、個人の生活習慣の改善や、個人の健康を規定する社会的要因への対処をも含むアプローチとして確立された。こうした世界的な動向の中、アメリカの「ヘルシーピープル」（1979年）を皮切りに、イギリスの「健康な国」（1998年）や日本の「健康日本21」（2000年）など、各国レベルでも予防・健康増進の取り組みが行われ、法整備が進んできた。予防・健康増進は、社会的に達成されるべき課題として制度化されてきたと言える。

治療から予防へというこの転換は、どのように説明され、正当化されてきたのか。昨今における予防・健康増進の展開は、私たちの社会生活にどのような影響を与えているのか。

日本では、予防・健康増進の推進に際して、人口構造や疾病構造の変化が引き合いに出されてきた。すなわち、20世紀後半以降、高齢化やライフスタイルの変化を背景に、主要疾病項目が「急性病から慢性病へ」と変化してきたこと、また、医療に関する人々のニーズが変化してきたこと（QOLの重視）などにより、「包括医療」型への転換が促された結果、日常生活における予防・健康増進の取り組みが重視されるようになったと説明される。

また、別の観点からは、医療コストの問題も予防・健康増進の推進を正当化してきたことが指摘されている。1970年代末から1980年代初頭の「福祉国家の危機」以降、高齢者医療費の増大が問題視され、「医療費適正化」が提唱されるようになる。そこで、医療コストの削減に繋がるものとして、予防の取り組みが重視されるようになった。この傾向は2000年代以降も継続しており、現政権においても、予防によって医療コストや社会保障費を削減できるという見込みの下、疾病予防に関する保険者へのインセンティブの強化など、予防・健康増進をさらに推し進める構想が打ち出されている。

このように、予防・健康増進の展開は、一方では少子高齢化を背景とした社会の新たなニーズに応える可能性を有するものとして、また他方では従来の福祉国家的な医療保障制度からの変容をもたらすものとして理解されてきた。しかし、治療から予防への転換が私たちの社会生活に与える影響は、それにとどまらないように思われる。すなわち、この展開は、いわば新たな形での統治を社会に生じさせているのではないか。

医療に関わる事象は、いわば医学的な領域における直接的な機能だけでなく、医学外

《第1分科会》
健康イデオロギーと病気概念

的な領域における社会的な機能をも有している。かつて I. イリイチをはじめとした 1970 年代頃の近代医療批判論者は、近代的な医療体制の下で「専門家支配」や病院への「収容」などを通じて人々の生活が「医療化」され、管理・統制されていることを指摘した。そこで問題視されたのは、個人の私的自由に対する直接的な医療的介入、管理・統制であったと言えるだろう。これに対して、現在では医療におけるパターナリズムが問題視され、インフォームドコンセントなどの形で消費者志向が高まり、セルフメディケーションに見られるように病院での治療からその手前での自主的な予防へという転換が生じている。一方で、人々の自由・主体性に委ねる領域を拡大させているかに見える予防・健康増進の展開は、他方で、私たちの行為を一定の方向に導く (conduct of conduct) 仕組みを生じさせているのではないか。

美馬達哉は『リスク化される身体』(2012)において、人々を監視し、統計的に算出された「リスク」に基づいてその生活に介入する予防医学を「リスクの医学」と呼び、リスク状況の下で私たちは自己責任による選択を迫られていると指摘する。また、柄本三代子は『健康の語られ方』(2002)において、私たちのそうした日常的な選択は、同時に、疾病構造の変化や医療コストなどに関するマクロな水準のリスク言説によって方向付けられており、私たちはその中で「正しい主体」として振る舞うことを課せられていると論じる。

本報告では、主にこのようなリスクの医学に関わる先行研究を手掛かりに、予防・健康増進の社会的機能やイデオロギー性について考察する。その際、特にマクロな政策的動向とミクロな人々の日常的動向がどのように連関しているのかという点に着目し、今後の議論の土台となる示唆を提示することを目指す。

福祉の哲学の構想に向けて
片山善博（日本福祉大学）

本報告では、福祉の哲学の可能性について考えてみたい。昨今、福祉哲学についての文献が、増えてきている。例えば、社会福祉実践の基礎となる人権についての原理的考察、対人援助に関する現象学的方法を用いた研究や実践報告、福祉コミュニティの構想に関する承認論や共生論を用いた研究など、社会福祉の研究や実践に哲学的手法が取り入れられつつある。

とはいえ、これらの研究や実践は、ある種の哲学の発想を部分的に取り入れているにとどまり、自立的な福祉哲学の成立にまでは至っていないように思われる。1999年に、社会福祉の思想や哲学を研究している秋山智久は、次のように述べていた。「他のヒューマンサービスには哲学があるが（たとえば、教育哲学、法哲学など）、人の不幸に関わっていく社会福祉にはなぜ哲学がないのか。「社会福祉哲学」は構築が可能なのか。…「ソーシャルワークの哲学」「福祉の思想」「福祉の心」「社会福祉の倫理」といったいろいろな表現や文章は多くある。しかし社会福祉哲学がない。」（秋山,1999:45）こうした見方は、近年まで、社会福祉の従事者や研究者の多くに共有されていたものであったろう。福祉哲学を成立しにくいものとしているのは、福祉実践の側からの福祉哲学の語り方の困難さ（どうしても実践経験を語るという形になる）である。つまり、社会福祉において、技術を離れて哲学を語ることの困難さと同時に、哲学を語るとどうしても技術から離れてしまうという困難さがあり、これは現在においても残っていると思われる。また、社会福祉学では有名な「岡村-孝橋論争」のような技術論と政策論をめぐる思想的？対立についても、現在に至るまで解消されているようには見えない。もちろん、これを解消しようとして、福祉の理論や思想が深まってきたという歴史の蓄積はある。こうした社会福祉固有の問題を扱うことも、福祉の哲学には問われることになる。

さて、社会福祉実践を質的に支える「価値の基礎づけ」として、哲学への要求は高まっている。社会福祉学には価値論研究という分野があるが、これは哲学を不可欠なものとするものである。「人権や社会正義」「個人の尊厳」といった社会福祉士の「倫理綱領」やソーシャルワークの定義の重要概念は、社会福祉実践のよりどころであり、これらの原理的考察がなければ、本来的な社会福祉実践は成り立たない。

こうした原理的考察の他にも、上述したような、福祉コミュニティや社会政策を、公共哲学（正義論や承認論、共生論など）を用いて基礎づけることや、対人援助のあり方を、現象学的方法（フッサールやハイデガーなど）を用いて研究・実践（例えばケア）することなども試みられ、社会福祉の研究者や従事者と対話的に哲学の側からもさらに素材を提供する必要がある。これ以外にも、障害者差別の問題、LGBTの権利など、哲学的思考を必要とする課題は増え続けている。

これらの課題の中でも、人権や社会正義、尊厳についての原理的考察は、第一に取り組むべきものであると、考える。2019年度の「日本社会福祉学会」の春季シンポジウムのテーマは「ソーシャルワークの価値再考-「個人の尊厳」の根拠をどこに求めるか」であった。このテーマは、福祉哲学を構想する上でも、必要不可欠である。現代の視点

《第3分科会》
福祉の文化的・思想的基盤を探る

から、例えば、人権については自然法思想を吟味することを通して、あるいは尊厳についてはカントの人格論を吟味することを通して、その意義と限界を示しつつ、社会福祉の固有のテーマとつながる人権や尊厳がどのように考えていくべきかを提示しなければならない。本報告では、社会福祉あるいは福祉に固有の哲学の可能性について、現時点で、どのように構想されるのかを、近年の研究を踏まえつつ、報告者の視点から示してみたい。

ケアの倫理と人間の尊厳
——依存概念の再考を通じて——
内藤葉子（大阪府立大学）

ジェンダーに関わる問題は、乳児や子ども、障がい者、重病人や死期のせまった人たちへのケアを担ってきたのが、歴史的・慣習的に女性であったという事実と切り離せない。ケアへの責任を多く担うがゆえに、女性は男性と対等に働くことが難しく、それは賃金や年金の男女格差となって現れる。福祉や保育に関わる仕事の賃金が安いのも、その仕事を家で女性たちが「無償」で行ってきたことと無関係ではないだろう。また貧困の問題は、高齢者・障がい者・母子などケアを必要とする者がいる場に顕著に現れる。ケアを必要とする者とケアを担う者は、経済的・政治的・社会的に周辺化される傾向にある。だが、このような偏りを示す社会は公正な社会といえるのだろうか。この問題は、特定の人間像や家族像が「規範」とみなされてきたことに関わっているだろう。

あるべき人間像や家族像を規定してきた一つの有力な思想にリベラリズムがある。哲学や政治思想の伝統において、リベラリズムは自立した責任ある主体を規範として描き、個人の自由と選択を尊重する社会を構想してきた。そこでは、ロックが唱えたように、社会的協働ができる自由で合理的な人びとの間の〈契約〉によって共同体は成立するとされた。またカントが唱えたように、道徳法則に従う自律のゆえに人格は崇高と考えられた。政治的・経済的に「自立」への志向が強まれば強まるほど、「依存」は自立の反対概念としてその評価を下げられてきた。それゆえ依存者、そして依存者にもっとも近いところでケアを行ってきた女性にとって、このリベラルな個人像に適合することは根本的に困難な課題でありつづけている。

実際のところ、リベラルな主体について論じてきた思想史的伝統は、周辺部に位置する人びとについてはっきりとは語ってこなかった。彼女彼らは共同体設立の〈契約〉の場では不可視化され、その依存性のゆえに十全な人格とはみなされなかった。依存状態にある人びとは十全な道徳的人格をもつのか、彼女彼らの生は尊厳に価するのか、依存者をケアする人びとはどこにどのように位置づけられるのか——合理的で理性的な能力をもつ人間を前提にするリベラリズムにとって、こうした問いは主要な関心の対象ではなかったのである。

だが、ケアの倫理が批判するのは、リベラリズムが脆弱で不安定な生を生きる存在に積極的には目を向けてこなかったことに対してである。そしてケアの倫理にとっては、まさに次のような問いこそが重要なものとなる。すなわち、わたしたちは尊厳の根拠をリベラリズムの想定する人格とは違うところに見出せるのか。自立や合理的な能力を前提にせずとも、わたしたちはなお人間の尊厳を唱えることができるのか。さらにいえば、絶対的な依存状態にある人間に対しても尊厳を見出すことは可能なのだろうか。

本報告では、人間の尊厳の根拠を、リベラリズムが前提にする人間存在の条件とは異なるところに見出せるのかという問いを、ケアの倫理を手掛かりに考察する。依存の意味を問い直すことを通じて、リベラルな主体、およびそれを前提とする社会とは別様の人間像や社会の可能性を模索したい。

松江近隣のホテル・旅館一覧

■松江駅近辺（バス等、大学までの移動が便利）

- ・松江エクセルホテル東急（島根県松江市朝日町 590 電話：0852-27-0109）
- ・ドーミーイン EXPRESS 松江（島根県松江市朝日町 498-1 電話：0852-59-5489）
- ・野津旅館（島根県松江市伊勢宮町 555 電話：0852-21-1525）
- ・グリーンリッチホテル松江駅前（島根県松江市朝日町 493-1 電話：0852-27-3000）
- ・旅館 松江館（島根県松江市朝日町 494-5 電話：0852-21-4679）

■松江しんじ湖温泉・宍道湖畔（松江駅から車で 5 分程度、大学まで車で 10 分弱）

- ・松江ニューアーバンホテル本館・別館（島根県松江市西茶町 45-8 電話：0852-23-0003）
- ・ホテル一畑（島根県松江市千鳥町 30 電話：0852-22-0188）
- ・夕景湖畔すいてんかく（島根県松江市千鳥町 39 電話：0852-21-4910）
- ・なにわ一水（島根県松江市千鳥町 63 電話：0852-21-4132）
- ・てんてん手毬（島根県松江市千鳥町 73 電話：0852-21-2655）

■大学徒歩圏内（大学まで徒歩 10 分弱、松江駅までバス等で 10 分弱）

- ・レインボープラザホテル（島根県松江市学園 1 丁目 8-8 電話：0852-27-6900）

■玉造温泉（車で大学まで 20 分程度、松江駅から 10 分程度）

- ・佳翠苑 皆美（島根県松江市玉湯町玉造 1218-8 電話：0852-62-0331）
- ・玉造グランドホテル長生閣（島根県松江市玉湯町玉造 331 電話：0852-62-0711）
- ・玉造温泉 湯之助の宿 長楽園（島根県松江市玉湯町玉造 323 番地 電話：0852-62-0111）

万が一松江の宿泊場所を確保できなかった場合は、出雲市もしくは鳥取県米子市でお探してください。（出雲市駅から松江駅、米子駅から松江駅まではそれぞれ 30 分程度になります。）

唯物論研究協会

<http://www.zenkokuyuiken.jp/>

〈事務局〉

〒903-0213 沖縄県西原町千原 1 琉球大学教育学部小屋敷琢己研究室内

Mail: bureau@zenkokuyuiken.sakura.ne.jp